

令和5年度事業報告

令和5年の県内における刑法犯の認知件数は、前年（令和4年）と比較して、1,688件増の11,585件で、令和2年以来、1万件を超えたほか、高齢者を狙った特殊詐欺被害及び子供や女性を狙った性犯罪被害が後を絶たないなど、宮城県防犯協会連合会（以下「県防連」）が目指す「安全で安心して暮らせる地域社会の実現」には、地域を挙げての一層の対策が必要であった。

こうした中、県防連では、公益事業として掲げた「安全・安心まちづくり等推進事業（公益事業1）」、「風俗環境浄化事業（公益事業2）」及び収益事業として掲げた「物品斡旋等事業」について、警察、自治体及び地区防犯協会等の関係機関と連携し、効果的かつ効率的な事業運営に努めた。

令和5年度における各事業の推進状況は、以下のとおりである。

第1 安全・安心まちづくり等推進事業（公益事業1）

県民の身近なところで発生している犯罪、なかでも地域住民が不安に感じる強盗や空き巣等の侵入窃盗を始め、高齢者等を対象とした特殊詐欺、子供・女性を対象とした強制わいせつや盗撮等の性犯罪、さらには少年非行の入口事件と言われている万引きや自転車盗等を未然に防止し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察、自治体及び防犯ボランティア団体等と連携した各種防犯活動を積極的に推進した。

1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助

(1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会及び防犯ボランティア団体等と連携し、防犯活動の活性化やネットワーク化に努めるとともに、他の関係機関や団体が主催する会議、研修会等への出席等を通じて、情報交換や助言を行った。

また、地区防犯協会や防犯ボランティア団体等による活動を、県防連のホームページに掲載して広く県民に紹介するとともに、各防犯団体における活動の参考とした。

(2) 若い世代の参加促進を図るためのヤング防犯ボランティア活動に対する支援

新たに結成された若い世代のボランティア団体はなかったが、既存のボランティア団体の活動に対する支援を継続的に実施した。

(3) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

現在、県内では、全国防犯協会連合会を通じ、日本宝くじ協会から寄贈を受けた青色回転灯付き防犯パトロール車「宝くじ号」（以下「青パト」）が17台運行しているが、今年度も新たに1台の譲渡を受け、加美地区防犯協会に配備して、管内のパトロールに活用している。

また、県内で運用している約500台の青パトのうち、装備している青色回転灯の交換（更新）を希望する20団体に対し、県防連が保有する青色回転灯を無償で提供した。

2 防犯対策の推進、指導並びに防犯思想の啓発活動

(1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

令和5年10月11日から20日までの10日間、全防連等が主催して実施した全国地域安全運動に連動し、県防連では県や県警と連携して各種活動を展開し、県民の防犯意識の向上に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために開催を中止していた「全国地域安全運動宮城県大会」を、10月10日に太白区文化センターにおいて4年ぶりに開催した。

(2) 季節地域安全運動の実施

10月に実施した全国地域安全運動のほかに、警察及び地区防犯協会等と連携し、春（4月15日～5月14日）、夏（7月15日～8月25日）及び年末年始（12月1日～1月7日）の時期に、期間と重点を定めて地域安全運動を実施した。

(3) ホットスポットパトロール実戦塾の開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために開催を中止していた「ホットスポットパトロール実戦塾」を、1月30日に宮城野区文化センターにおいて4年ぶりに開催した。

(4) 広報紙の発行等

県防連の会員及び関係機関、団体等に、全防連が発行する月刊誌「安心な街に」、県防連が発行する機関紙「防犯みやぎ」及びリーフレット「犯罪と防犯」を配布したほか、住民の防犯意識の向上に向けて「のぼり旗」を制作し、地区防犯協会に配布した。

(5) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の規範意識の向上と防犯意識の啓発を目的に、県内の小中高等学校の児童生徒を対象とした防犯作文・ポスターの募集を行い、8月22日（火）、部外審査員と警察本部幹部による審査会を開催し、優秀作品を選考して全国地域安全運動宮城県大会において表彰した。

| 区 分 | 応 募 数 | 最 優 秀 | 優 秀 | 佳 作 |
|---------|-------|-------|-----|-----|
| 作 文 | 8 | 1 | 4 | 3 |
| ポ ス タ ー | 52 | 3 | 16 | 13 |

(6) 防犯DVDの貸し出し等

特殊詐欺をはじめとした各種犯罪被害の防止を図るため、地域における防犯教室や研修会等で活用する広報用DVDを購入し、内容や貸出要領等をホームページに掲載して各種会合等での積極的な活用を促し、県防連が管理する25種類のDVDを、のべ35回貸し出した。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関と連携した非行防止活動及び活動支援

少年非行は社会全体の問題であり、次代を担う少年の非行防止と健全育成を図ることは、県防連が目指す「安全安心まちづくり事業」のひとつであることから、警察、自治体、地区防犯協会等と連携し、少年の立ち直り支援や非行少年を生まない社会づくり活動を推進した。

(2) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に、警察本部が「少年を守る環境浄化重点地区」として指定した仙台市青葉区国分町地区における少年の非行防止活動を支援するため、仙台中央地区防犯協会連合会に対して所要の助成を行った。

| 指 定 地 区 名 | 指 定 機 関 (期 間) | 関 係 機 関 |
|--------------------------------|------------------------|------------------------------|
| 仙台中央地区防犯協会連合会 (仙台市青葉区国分町地区) | 警 察 本 部 指 定 (1年・継続) | 仙 台 中 央 警 察 署 仙 台 市 青 葉 区 |

(3) 万引き防止活動

万引きは罪悪感や規範意識の低下に起因することが多く、少年非行の入口となる犯罪であることから、警察や万引き防止対策協議会等と連携し、『万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）』や『万引きは犯罪である』等のスローガンを前面に出した活動を推進した。

4 覚醒剤等薬物乱用防止に関する活動

覚醒剤等薬物事犯は、好奇心等安易な気持ちから手を出す傾向にあるほか、依存性や常習性が高く、最近ではインターネットを利用した広がりも懸念されることから、県警銃器薬物対策課と連携し、チラシ26,000枚を作成して薬物乱用防止に向けた広報啓発活動を推進した。

5 銃器対策及び暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動

警察及び宮城県暴力団追放推進センター（以下「暴追センター」）等と連携し、銃器の不法所持や暴力団犯罪に関する情報提供の推進を目的とした広報啓発活動を推進した。

また、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、県防連が主体で行っている風俗営業管理者講習において、県警及び暴追センターの担当者とともに講話を実施した。

6 犯罪の予防検挙に対する協力援助

(1) 振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止活動

令和5年の本県における特殊詐欺の被害件数は352件、被害総額は9億7,000万円に達しており、前年比で件数にして29件、額にして約5億円の増加となっている。

また、被害者の多くが高齢者であることから、その被害を防止するため、警察や関係機関と連携し、県内の医療機関3施設の院内テレビを活用した防犯情報のスポット放映を実施したほか、被害防止を呼び掛ける広報用チラシ等の作成・配布、さらには金融機関やスーパー、コンビニ等の利用者を対象とした「被害防止キャンペーン」を展開するなど、多角的な活動を推進した。

(2) 侵入盗犯防止活動

令和5年の本県における侵入窃盗の認知件数は1,044件で、全刑法犯の認知件数の約1割を占めたが、警察や関係機関と連携し、被害実態を広く県民に知らせるとともに、侵入盗被害防止に向けて『3かけ運動（カギかけ・気にかかけ・声かけよう）』を呼びかけるなど、自主防犯意識の高揚に努めた。

(3) 子供・女性安全対策活動

子供・女性を対象とした声かけ、盗撮及び痴漢等の犯罪が後を絶たず、これらの事案は凶悪事件に発展するおそれがあることから、警察や自治体等と連携して、子どもの見守り活動や防犯パトロール等を積極的に推進した。

(4) 職域防犯組織に対する協力援助

県内の多くの企業が社会貢献活動の一環として、犯罪の抑止、未然防止に向けた「防犯CSR活動」を積極的に実施しており、こうした企業に対して、防犯情報の提供、助言、指導等を行い、職域防犯団体による防犯活動の活性化と地域における自主防犯活動の充実強化を図った。

7 表彰及び保険制度の加入事業

(1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動に積極的に貢献したと認められる団体・個人、県民への防犯意識の普及を目的とした防犯作文・ポスターコンクールの入選者及び「防犯CSR活動」優良団体等に対して表彰を行い、防犯意識の高揚と自主防犯活動の充実強化を図った。

ア 全国地域安全運動宮城県大会における表彰（令和5年10月10日）

| 表 彰 別 | 表 彰 者 | 表 彰 数 |
|--------------------|-----------------|-------|
| 防犯功労団体 | 県防連会長・警察本部長（連名） | 18団体 |
| 防犯功労者 | | 72名 |
| 自主防犯ボランティア活動推進功労団体 | | 3団体 |
| 防犯作文・ポスター入選者 | | 24名 |
| 企業等による防犯CSR活動表彰企業 | | 8団体 |

イ 全国地域安全運動中央大会における表彰（令和5年9月28日）

| 表 彰 別 | 表 彰 者 | 表 彰 数 |
|------------|-----------------|-------|
| 防犯荣誉金章 | 警察庁長官・全防連会長（連名） | 1名 |
| 防犯荣誉銀章 | | 2名 |
| 防犯荣誉銅章 | 全防連会長 | 6名 |
| 功劳ボランティア団体 | | 1団体 |

ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰（令和5年6月29日）

| 表 彰 別 | 表 彰 者 | 表 彰 数 |
|--------|-----------------------|-------|
| 優良防犯団体 | 東北管区警察局長・東北防連協議会長（連名） | 3団体 |
| 防犯功労者 | | 12名 |

(2) 保険加入事業の実施

県防連では地区防犯協会の隊員の活動中における災害補償の充実を図るため、普通傷害保険に加入するとともに、地区防犯協会に対して、全防連が民間の損害保険会社と提携している補償制度への加入促進を図った。

なお、令和5年度における防犯活動中の事故による傷害保険申請の案件はなかった。

ア 普通傷害保険（契約者：県防連）

| 区 分 | | 保 険 金 額 | |
|---------|-----|---------|------------|
| 保険金額 | 傷 害 | 死亡・後遺障害 | 3,000,000円 |
| | | 入院保険金日額 | 4,500円 |
| | | 通院保険金日額 | 2,500円 |
| 特 記 事 項 | | 23名限定 | |

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

| 区 分 | | A 型 | B 型 | C 型 | |
|-------|---------|------------------|------------|------------|-------------|
| 保険金額 | 傷 害 | 死亡・後遺障害 | 3,000,000円 | 6,000,000円 | 15,000,000円 |
| | | 入院保険金日額 | 3,000円 | 6,000円 | 7,500円 |
| | | 通院保険金日額 | 1,000円 | 2,000円 | 5,000円 |
| 賠償 | 対 人 賠 償 | 1名2,000万円 1事故1億円 | | | |
| | 対 物 賠 償 | 1事故200万円 | | | |
| 保 険 料 | | 165円 | 305円 | 635円 | |

8 防犯施設の拡充整備

犯罪の起きにくい環境づくりを目的に、街頭犯罪の発生が懸念される公道（国道を除く）に対して防犯灯設置を促進するため、県内の2地区防犯協会からの申請に基づき、防犯灯設置費用の一部を助成した。

9 自転車防犯登録事業

(1) 自転車防犯登録の促進と迅速・的確な登録業務の推進

登録（販売）店や県自転車軽自動車商業協同組合の協力を得て、自転車利用者に対する確実な防犯登録の実施及び登録カードの早期回収等と電算入力迅速化により、登録者の利便性の向上に努めた。

なお、令和5年度における自転車の防犯登録台数は73,772台であり、前年度と比較して5,627台減少した。

(2) 自転車盗難防止のための広報啓発活動の推進

令和5年の本県における自転車盗の被害件数は1,924件で、全刑法犯の16.6%を占め、このうち73.4%が無施錠であった。

自転車盗は軽い気持ちで犯行に及ぶことが多いほか、少年非行の入口となる犯罪であることから、盗難防止と速やかな被害回復を図るため、自転車防犯登録の確実な実施に向けて、チラシ等を活用した防犯キャンペーンを実施した。

10 会議等の開催

(1) 会議

| 種 別 | 開 催 日 | 開 催 場 所 |
|--------|-----------|-----------|
| 第1回理事会 | 令和5年5月10日 | 宮城県多賀城分庁舎 |
| 通常総会 | 令和5年5月30日 | ホテル白萩 |
| 臨時理事会 | 令和5年5月30日 | ホテル白萩 |
| 臨時理事会 | 令和6年1月12日 | 宮城県多賀城分庁舎 |
| 第2回理事会 | 令和6年3月27日 | 宮城県多賀城分庁舎 |

(2) 各種大会等

全国地域安全運動宮城県大会及びホットスポットパトロール実戦塾については、2-(1)、(3)に記載のとおり。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、開催を中止していた防犯指導（実働）隊連絡協議会については、令和6年度中の開催に向けて、県警と協議している。

(3) その他会議への参加

警察、自治体及び関係機関・団体等が主催する会議や大会に積極的に参加したほか、防犯ボランティア団体との緊密な連携を図り、情報交換を行うなど、総合的な防犯対策の推進に努めた。

第2 風俗環境浄化事業（公益事業2）

県防連は、昭和60年2月13日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」）第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会から「宮城県風俗環境浄化協会」として指定を受け、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を推進した。

1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者保護のため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情・相談及び要望等に対して、適切な取扱い（処理）をするための体制を整備するとともに、ホームページに掲載して広く周知を図っている。

なお、令和5年度中の苦情事案の取扱いはなかった。

2 風俗に関する法令遵守のための啓発活動

(1) 管理者講習における啓発活動

風俗営業所の管理者を対象とした風俗営業管理者講習を7回開催し、212人の管理者に対して風俗営業の健全営業に向けた指導を行うとともに、警察及び暴力団追放推進センターの担当者とともに、講話を実施して規範意識の高揚を図った。

(2) 立ち入りにおける啓発活動

県遊技業協同組合との連携による風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立ち入りを通じ、健全営業に向けた指導、啓発を行った。

3 少年指導委員に対する活動援助

管理者講習及び風俗営業所の調査を行った際、事業者に対して少年指導委員が少年の健全育成に害を及ぼす行為を防止し、少年を有害環境から守ることを目的として営業所への立ち入りや補導活動を行うことについての説明を行うとともに、風俗営業所がその活動に積極的に協力するよう要請した。

4 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

(1) ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的に活動している大学生ボランティア「ポラリス宮城」に対し、その活動促進を図るため、所要の助成を行った。

(2) 少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防犯協会長の委嘱により少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行っている「少年補導員協会」に対し、その活動促進を図るため、所要の助成を行った。

(3) 地区防犯協会連合会の風俗環境浄化事業に対する協力援助

善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行っている地区防犯協会に対し、それぞれの活動を促進するため、所要の助成を行った。

5 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

公安委員会の委託を受け、風営適正化法第24条第6項の規定に基づき、風俗営業の適正化を促進するため、下表のとおり、風俗営業所の管理者に対する管理者講習（定期講習）を実施した。

| 実施年月日 | 受講総人員 | 業 種 別 | | 講習対象地区 |
|-----------|-------|---------|--------|---------------|
| | | 接待飲食等営業 | ぱちんこ屋等 | |
| R5. 6月21日 | 28人 | 0人 | 28人 | 仙北、石巻、気仙沼管内 |
| 7月25日 | 39人 | 0人 | 39人 | 仙台中央、岩沼、大河原管内 |
| 8月30日 | 17人 | 0人 | 17人 | 仙台中央署管内 |
| 9月26日 | 34人 | 34人 | 0人 | 仙台中央署管内 |
| 11月8日 | 40人 | 40人 | 0人 | 仙台中央署管内 |
| 12月6日 | 24人 | 24人 | 0人 | 仙台中央署管内 |
| R6. 2月21日 | 30人 | 30人 | 0人 | 仙台中央署管内 |
| 計 | 212人 | 128人 | 84人 | |
| 前年度比 | +41人 | +67人 | -26人 | |

(2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

宮城県公安委員会の委託を受け、「風営適正化法」に定める風俗営業の営業所の構造、設備の基準適合の有無について、次表のとおり調査を実施した。

| | | | | | |
|-------|-------|-------|--------|------|------|
| 調査総件数 | カフェー等 | ぱちんこ屋 | まあじゃん屋 | 特定遊興 | ゲーム場 |
| 83件 | 78件 | 2件 | 2件 | 1件 | 0件 |
| 前年度比 | +30件 | +30件 | +2件 | -1件 | -1件 |

第3 物品斡旋等事業（収益事業）

1 古物・質屋営業適正化事業

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復を目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示及び古物営業者の従業者が営業者に代わって営業する場合に同規則が定める様式の「行商従業者証」の携帯を義務付けていることから、県防連では許可業者の依頼を受け、「古物商許可標識」等を斡旋、交付する事業を行っている。

なお、令和5年度、県防連では古物営業許可業者が各地区防犯協会に依頼した標識の注文を取りまとめて作製業者に発注し、同業者から当連合会に納品された古物標識48枚を有償で交付した。質屋許可標識の取扱いはなかった。

2 物品斡旋事業

(1) 地区防犯協会連合会に対する広報用資材等の斡旋

県防連では、安全・安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材を下表のとおり地区防犯協会に斡旋し、自主防犯活動の活性化を図った。

令和5年度の取扱いは下表のとおり。

| 品名 | 数量 |
|---------|--------|
| 地域安全腕章 | 190枚 |
| 安心な街に | 144部 |
| 防犯手帳 | 1,281部 |
| 防犯カレンダー | 845部 |

(2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

県防連では、宮城県公安委員会の許可を受けた風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」と風営適正化法により掲示義務のある年少者の立入りを禁止するための「18歳未満立入禁止ステッカー」を斡旋し、店舗への掲示を促すことにより、風俗環境浄化活動を促進した。

令和5年度の取扱いは下表のとおり。

| 品名 | 数量 |
|----------------|----|
| 風俗営業ステッカー | 2枚 |
| 18歳未満立入禁止ステッカー | 4枚 |
| 深夜酒類提供ステッカー | 2枚 |